

令和8年度香川県後期高齢者医療広域連合第3期保健事業実施計画
(データヘルス計画) 中間評価支援業務 仕様書

1 業務の名称

香川県後期高齢者医療広域連合第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)中間評価支援業務

2 業務の目的

令和6年3月に策定した香川県後期高齢者医療広域連合第3期保健事業実施計画(以下「データヘルス計画」という。)の評価指標の達成状況や事業の取組状況を評価し、健康課題が解決に向かっているか、保健事業全体の目的・目標に沿って事業が進んでいるかを振り返り、方向性を確認するとともに、保健事業における進捗を把握し、目標達成度の評価支援を目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 基本的な考え方

本業務を受託者へ委託するに当たっての基本的な考え方は、以下のとおりとする。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律、同法に基づく保健事業の実施等に関する指針等に沿った内容とすること。
- (2) 「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第3版」、「高齢者の保健事業実施計画(データヘルス計画)中間評価に向けた手引き(以下、「手引き」という。)」等、厚生労働省等が実施する検討会資料、各種通知等最新の情報や数値の指標を反映して策定すること。
- (3) 香川県後期高齢者医療広域連合広域計画のほか、「香川県健康増進計画」、「香川県医療費適正化計画」、「香川県保健医療計画」、「香川県高齢者保健福祉計画」などの各種次期計画との整合性を図ること。
- (4) 広域連合の各種会議の意見及び意見照会結果を検討の上、計画に反映すること。
- (5) データ分析や計画案作成の実施に当たっては、下記①～⑤に留意すること。
 - ① KDB(国保データベース)システムの活用を優先すること。
 - ② 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施が後期高齢者の保健事業の中心的な取組であることを踏まえ、広域連合や市町の役割を踏まえること。
 - ③ 上記②を含め、後期高齢者の保健事業の実施における広域連合と市町や県、国民健康保険団体連合会との役割に留意すること。
 - ④ 前期高齢者が多く加入する国民健康保険制度等、他の医療制度が取り組んでいる保健事業との連携に留意すること。
 - ⑤ 高齢者の健康・医療情報の動向や地域特性を把握し、第3期データヘルス計画中間評価を策定すること、なお、他都道府県の広域連合が策定している第3期データヘルス計画中

間評価も参考にすること。

5 委託業務内容

(1) 業務スケジュールの作成及び進捗管理

受託者は、業務の実施スケジュールを作成し、決定したスケジュールに基づき業務を実施すること。なお、スケジュール作成及び業務の実施にあたっては、広域連合と緊密な連携をとること。

- ① 広域連合と協議し、承認を得た上で業務全体のスケジュールを作成し、業務実施計画書として、契約締結後速やかに広域連合に提出すること。
- ② 業務の進捗管理を適切に行い、スケジュールの変更が生じた場合は、広域連合と協議の上、変更後のスケジュールを速やかに提出すること。
- ③ 業務実施に当たり発生する課題の管理を行い、解決に必要な提案等を行うこと。なお、課題の管理等は課題管理表等に記載し、適宜広域連合に提出の上、随時課題の整理・解決を行うこと。
- ④ 第3期データヘルス計画中間評価素案完了までは、原則月1～2回程度の打合せを実施すること。それ以降については協議の上、決定すること。
- ⑤ 原則、打合せの2営業日前までに打合せ内容のレジュメ及び当日使用予定資料をデータにて広域連合に送付すること。
- ⑥ 本業務について広域連合と打合せ等を行った時は、決定事項及び課題を整理した議事録を作成し、打合せ等を行った日から7営業日以内に提出すること。
- ⑦ その他、業務の進捗管理等に必要な業務を行うこと。

(2) データベースの構築

広域連合の医科及び調剤レセプトをデータ化し、健康診査データと突合させて、次の条件を全て満たした診療データベース(以下、「データベース」という。)を構築すること。

- ① 傷病名や薬剤(禁忌情報を含めた薬剤データベース)、診療行為をマスタ情報として整備し、月1回以上の頻度でメンテナンスする体制を受託者において構築し、契約期間におけるデータベースを常に最新情報に更新された状態に維持すること。
- ② 最新情報に更新されたマスタ情報を基にデータベースの構築を行うこと。
- ③ レセプトに記載された全ての傷病名と診療行為(薬剤、検査、手術、処置、指導料等)を正しく結び付け、レセプトに複数の傷病名が存在する場合には、傷病名ごとの医療費の算出が可能なデータベースとすること。また、実際には治療されていない傷病名に医療費が集計されることのないようにすること。
- ④ レセプトに記載されている未コード化傷病名(傷病名マスタに収載されていない病名)を可能な限りコード化したデータベースにすること。
- ⑤ データベース構築に係る技術は、第三者の権利を侵害しない、また、侵害する恐れのない方法によるものとし、本業務が途中で停滞することがないように細心の注意を図ること。

(3) 第3期データヘルス計画中間評価の進捗状況と課題分析

「手引き」に示される計画様式の項目及び「データヘルス計画」の分析項目を基本とし、その他、計画に必要な項目は適宜協議のうえ決定する。

なお、各分析項目において、県全体と市町別にそれぞれ分析することとする。

また、分析に当たっては、受領したデータ及び公的機関の公開する情報を活用するとともに、KDBシステムデータを活用すること。

分析の内容は次のとおりとする。

①人口構成・将来医療費見込み・平均余命

- ・人口構成
- ・被保険者数
- ・平均余命と平均自立期間
- ・死因割合

②健康診査・質問票の分析

- ・受診率及び受診者数
- ・健診受診率
- ・歯科健診受診率
- ・有所見の状況(生活習慣病リスク保有者の状況)
- ・健康状態(有所見の状況)性年齢階層別
- ・高齢者質問票の状況(適正な生活習慣を有する者の割合)
- ・健康状態不明者の数
- ・健康状態不明者割合

③医療費関係の分析

- ・医療費の構成要素
- ・医療費の3要素
- ・1人当たり医療費と医療費の3要素
- ・医療費の構成要素(1人当たり医療費)
- ・疾病分類(大分類)(医療費構成割合、医科医療費、医療費構成_年齢階層別、医科医療費の推移、1人当たり医療費推移_上位5位)
- ・疾病分類(中分類)(医科医療費の推移、1人当たり医療費推移_上位10位)
- ・疾病分類(細小分類)医療費上位10位
- ・生活習慣関連疾患疾病別医科医療費割合
- ・生活習慣関連疾患(糖尿病、高血圧、脂質異常症、動脈硬化、脳出血、脳梗塞、狭心症、心筋梗塞)医療費
- ・生活習慣関連疾患1人当たり医療費
- ・重複投薬患者割合の状況
- ・多剤投薬患者割合の状況
- ・後発医薬品の使用割合

④介護関係の分析

- ・要介護認定率の状況

- ・介護給付費
- ・要介護認定者の有病率
- ・要介護認定有無別の有病率(疾病別)
- ・要介護度別有病率(疾病別)
- ・介護・医療のクロス分析(要介護認定者の状況、健診受診者・未受診者の状況)

(4) 第3期データヘルス計画中間評価の作成

- ① 受託者は、5(3)と「手引き」、「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第3版」等を踏まえ、第3期データヘルス計画中間評価及び第3期データヘルス計画中間評価概要版を作成すること。また必要に応じて、各種会議や構成市町、医師会等の関係機関への説明に協力(資料作成等)すること。
- ② 第3期データヘルス計画中間評価及び第3期データヘルス計画中間評価概要版については、下記(ア)～(ウ)までの各段階において、加工可能なデータ形式(Word、Excel 等)により、納品すること。原稿サイズは A4 判タテ、原則カラー印刷とし、イラストやグラフ、表等を用いて、被保険者が理解しやすい内容とすること。

(ア) 素案の作成

レイアウトは広域連合の承認を得た上で、令和8年9月末日までに、計画書及び計画書概要版の素案を作成し、広域連合に提出すること。

広域連合が素案を基に外部意見を聴取するため、外部意見で寄せられた意見を整理し、回答及び計画の反映の方向性を提案すること。

(イ) 計画書案の作成

上記(ア)での意見修正を踏まえて、令和8年12月下旬までに計画書及び計画書概要版(案)を作成し、広域連合に提出すること。

(ウ) 計画書及び計画書概要版の作成・納品

受託者は上記(ア)(イ)を踏まえ、必要な修正を行った上で計画書及び計画書概要版を作成し、納品すること。

- a 第3期データヘルス計画中間評価(A4 版カラー印刷):100部
- b 第3期データヘルス計画中間評価概要版(A4 カラー印刷):100部
- c a、b を広域連合が加工可能なデータ形式及び PDF 形式で電子媒体に記録したものの:1部
- d 報告書や計画書の策定過程で得られた統計資料等を表やグラフでまとめたものを広域連合がデータ形式及び PDF 形式で電子媒体に記録したものの:1部

6 提供データ

(1) レセプトデータ

令和3年4月診療分～令和8年3月診療分(5年度分)

・医 科 : 21_REC0DEINFO_MED.CSV

・D P C : 22_RECODEINFO_DPC.CSV

・歯 科 : 23_RECODEINFO_DEN.CSV

・調 剤 : 24_RECODEINFO_PHA.CSV

(2)後期高齢者医療健康診査データ

令和3年度～令和7年度分(5年分)

・健診受診者CSVファイル

・健診結果等情報作成抽出(健診結果情報)ファイル

・健診結果等情報作成抽出(その他の結果情報)ファイル

(3)後期高齢者歯科健康診査結果

・歯科健康診査結果ファイル

(4)被保険者データ(下記のいずれか)

・国保総合システム 被保険者異動報告データ 世帯・個人

・広域連合電算システム 被保険者マスタ JKA23MO010101_KA23F034N

(5)国保データベース(KDB)システム出力帳票

令和3年度～令和7年度 (5年分)

・地域の全体像の把握

・健診・医療・介護データからみる地域の健康課題

・人口及び被保険者の状況

・健診の状況

① 行政区コード一覧

(7)第3期データヘルス計画中間評価作成に伴い、新たな分析が必要と認められる事項について、広域連合がデータの提供が可能なものについては、広域連合から受託者にデータ提供すること。

(8)その他

・ 5(4)に必要な各保健事業実績

・上記に定めのない事項やデータの詳細なレイアウト等に関しては広域連合、受託者双方協議の上、必要なデータを提供することとする。

7 委託業務に係るスケジュール案

令和8年 6月 : 広域連合から受託者へのデータ提供

令和8年 9月 : 第3期データヘルス計画中間評価(素案)作成、市町意見照会

令和8年10月～11月 : 市町担当課長会、懇話会、運営委員会

令和8年12月 : パブリックコメントの募集

令和9年 1月～2月 : 市町担当課長会、懇話会、運営委員会

令和9年 3月 : 第3期データヘルス計画中間評価完成

8 情報の取扱い

受託者は、本契約業務の実施に当たって、条例、規則、関係法令及び「香川県後期高齢者医

療広域連合情報セキュリティポリシー」を十分に遵守するとともに、この契約の履行により知り得た委託業務の内容を一切、第三者に漏らしてはならない。なお、作業に当たっては、以下とおり、個人情報の取り扱いには細心の注意を払うこと。

(1) 作業所の分割

データ入力を行う場所、リストアップを行う場所等、作業所を行う場所を分けて管理すること。

(2) 入退管理の徹底

各作業所への入室には指紋認証などの入室制限を行い、登録者だけが作業できること。

(3) データ持ち出しの禁止

スマートフォン、携帯電話等の私物の持込みを禁止するとともに、USB端子の無効化を行い、監視カメラによる監視及び撮影の記録をすること。

(4) データ保管場所の施錠

受領したデータは、保管庫に入れ施錠し、データを格納している業務サーバーもラックに入れた状態で管理すること。

(5) 受託者は本業務の実施により知り得た情報等を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(6) 受託者は本業務の実施により知り得た情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(7) 受託者は本業務の実施のために広域連合から提供を受けた個人情報を記録したデータ及び広域連合の承諾を得て複製したデータ又は複製物については、この契約による事務処理の完了後、直ちに廃棄又は消去の上、その旨を報告しなければならない。

9 成果品の利用及び著作権の取扱い

(1) 受託者は広域連合に対し、本業務の成果品に関するすべての著作権【著作権法（昭和45年法律第48号）第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に定める権利を含む】を譲渡するものとする。（イラスト等含む。）ただし、本業務内容等により別途協議が必要な場合は、この限りではない。

(2) 広域連合は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は、本業務の成果品に関する著作権人格権を行使しないものとする。

(3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

10 集計誤りの防止

(1) データの集計誤り等を防止するため、チェック体制を構築し、業務着手前に広域連合に書面で報告を行うこと。

(2) 業務中は集計誤りがないよう細心の注意を払うとともに、業務終了後にチェック実施状況を書面で広域連合に報告を行うこと。

11 再委託

受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせることはできない。ただし、一部でかつ、主要な部分を除き、あらかじめ広域連合の承諾を得た場合はこの限りではない。

12 その他

- (1) 本仕様に定める業務に係る経費は、すべて契約金額に含まれるものとする。
- (2) 契約後、本仕様に定めのないことについて疑義が生じた場合は、必要に応じて契約者双方が協議して定めるものとする。
- (3) 契約後、本仕様の内容を変更する必要がある場合は、契約者双方が協議して定めるものとする。